

募 集 要 項

1. 競技に付する事項

(1) 業務名 令和4年度シビックテック推進事業委託業務

(2) 目的

本競技は、県民が地域のありたい姿を描き、デジタル技術を活用して課題解決を行う「シビックテック※」を県内各地で推進するため、モデル地域において①シビックテックプレイヤーの育成（人材育成）、②シビックテックプレイヤーのネットワーク化など持続可能なシビックテック活動のしくみづくり、③シビックテックを実践・横展開するためのマニュアル作成を目的として実施する「シビックテック推進事業」を委託するに当たり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために企画提案競技（プロポーザル方式）を実施する。

※シビックテックとは、Civic（市民）とTech（テクノロジー）を掛け合わせた造語で、県内企業や県民が主体となり、デジタル技術を活用して身近な暮らしや地域の課題解決を図る取組、あるいは考え方を指す。

(3) 履行場所 大分県内一円

(4) 履行期限 令和5年3月17日（金）まで

(5) 業務概要 仕様書のとおり

(6) 限度額 5, 125千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 参加資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること

(3) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること

(4) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする。）

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

(6) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。

(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難され

る関係を有している者

⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募

(1) 募集期間

令和4年7月4日（月）から7月15日（金）午後5時まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）

(2) 提案方法

以下①の書類について、令和4年7月11日（月）午後5時までにEメールにより提出すること。その後、残りの②～⑤の書類（⑤の提出は任意とする。）について、令和4年7月15日（金）午後5時までにEメールにより提出すること。

（提出書類）

種類	提出形式
①企画提案競技参加申込書（様式1）	Wordファイル又はPDFファイル
②企画提案書（様式2）	Wordファイル又はPDFファイル
③様式2添付書類：企画内容資料 ※様式任意、A4サイズ、30枚を限度とする。	PPTファイル又はPDFファイル
④事業費積算書（様式3）	Excelファイル又はPDFファイル
⑤誓約書（様式4）	Wordファイル又はPDFファイル

（提出先）

大分県商工観光労働部DX推進課

E-mail : a14280@pref.oita.lg.jp

(3) その他

参加申込書等提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式5）」を提出すること。

4. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、以下リンク先のフォーム（簡易申請システム）により、令和4年7月11日（月曜日）午後5時までに照会すること。

質問に対する回答は、受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）を目途に、県庁ホームページに掲載する。

○質問入力フォーム（簡易申請システム）URL

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/FadcJ4hY>



○回答掲載WEBページURL

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14280/civictechoita2022.html>

5. 審査について

(1) 審査方法

提出された書類に基づき、別に定める提案競技審査委員会（令和4年7月20日開催予定）で審査し、最優秀提案1件を選定する。

審査委員会はプレゼンテーションによる審査を想定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては書類審査とすることもある（詳細は申込者に別途連絡する）。

(2) 審査基準

- ・事業目的に照らして、妥当な提案となっているか。
- ・企画提案の内容が優れており、効果が期待できるか。
- ・事業を行う上で適切かつ効果的な事業実施体制となっているか。
- ・県の委託事業が終了しても自走していくためのしくみづくりが提案されているか。

6. その他

- (1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 本事業に関連して、国や県、市町村の補助事業や委託事業の採択等を受けている（受ける予定である）場合、必ず事前に申し出ること。（申請中のものも含む。）
- (8) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

7. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部DX推進課（担当：大司）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館7階

E-mail : a14280@pref.oita.lg.jp